

平成26年度人権教育及び人権啓発施策の概要 ～法務省関連事項のうち主なもの～

◎ はじめに

- ・ 平成26年度に社会の注目を集めた人権問題（学校におけるいじめ，児童虐待，ヘイトスピーチ，インターネット上の人権侵害等）について記載
- ・ 今後，様々な人たちが我が国を訪問。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のため，違いを認め，互いの人権を尊重し合う豊かな社会を築き，大会後も次世代に継承していくことが必要

◎ 平成26年度に講じた人権教育・啓発に関する施策

○ 人権一般に関わる啓発活動等の施策

- ・ 第66回人権週間行事のほか，第34回全国中学生人権作文コンテスト（7,083校から95万3,211編の過去最高の応募。今回の優秀作品を英訳し，海外へ発信。過去の優秀作品について朗読ビデオの作成），人権教室（19,871回，796,748人），人権の花運動（小学校3,270校，546の中学校・幼稚園・保育所等（計3,816団体）において48万3,788人を対象に実施），Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等，各種活動の展開

○ 子どもの人権に関する取組

- ・ 川崎市の中学生殺人事件の検証・再発防止策の検討のため，文部科学副大臣を主査としたタスクフォースの立上げ，当面の対応方策の取りまとめ。文部科学省では，児童生徒に対する早期対応の指針の策定，全国の教育委員会等を取組の要請
- ・ 関係府省庁による児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の開催，対策の取りまとめ
- ・ 「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正。法律名が「児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ，自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持する行為等に関する罰則等の新設
- ・ 全国一斉「子どもの人権110番（フリーダイヤル）」強化週間における平日の相談受付時間の延長，「子どもの人権SOSミニレター（全国の小・中学生に配布）」等，相談体制の充実

○ 外国人の人権に関する取組

- ・ 我が国に入国する外国人の数が約1,415万人（再入国者を含む。）で過去最高を更新
- ・ ヘイトスピーチ（特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動）への対応として，ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動（新聞広告の掲載，法務省HPに特設ページの新設，インターネット広告の実施，ポスターの掲示・リーフレットの配布，交通広告の実施等）の実施
- ・ ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に関する上川法務大臣発言

○ インターネットによる人権侵害に関する取組

- ・ 私的に撮影された性的画像をインターネット等により公表する行為等を罰する「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（いわゆるリベンジポルノ対策法）の成立
- ・ インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数が過去最高を更新
- ・ インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合，調査の結果，名誉毀損，プライバシー侵害に該当すると認められるとき，法務省の人権擁護機関による削除要請について記載した「プロバイダー責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を活用した削除要請の実施